

毎月勤労統計調査の賃金系列について

総務省
厚生労働省

- 1 毎月勤労統計調査の現金給与総額を含む賃金系列については、サンプルの部分入替やベンチマーク更新時に、新旧指数をそのまま接続しているため、賃金水準やその変化率に一定の断層が生じている。

平成 30 年 1 月にサンプルの部分入替（ローテーション・サンプリング）とベンチマーク更新※を実施したが、平成 30 年 1 月時点の「きまって支給する給与」の入替前後を比較すると、従来の公表値で新旧比 0.8%、再集計値で 0.5%となっている。

※ 平成 30 年 1 月のベンチマーク更新

平成 30 年 1 月分確報で利用できる最新のデータ（平成 26 年経済センサス）に基づき、労働者数推計を更新すること。通常、経済センサス-基礎調査の調査ごとに更新する。

- 2 このようにサンプルの部分入替やベンチマーク更新を実施すると、この影響が調査結果（本系列）に現れる。

このため、サンプル部分入替やベンチマーク更新の影響を受けないように、1 年前と当月の両方で回答している調査対象（共通事業所）のみに限定し、1 年前と当月のベンチマークも同じものとして集計した共通事業所系列を、平成 30 年 1 月※から導入しており、当該数値を公表している。

なお、平成 30 年 6 月の共通事業所の従来の公表値は 1.3%であり、再集計値は 1.4%である。

※ 部分入替の導入により作成可能となったことから、平成 30 年 1 月からはじめて作成。

- 3 平成 30 年 9 月 28 日に開催された第 126 回統計委員会では「労働者全体の賃金の水準は本系列、景気指標としての賃金変化率は共通事業所を重視していくことが重要」との見解が示された。ただし、

- ① 共通事業所系列による前年同月比は、標本交替やウェイト変更による断層を回避でき、賃金変化率を捉えやすい

というメリットがある一方、

② 共通事業所系列は、新設事業所の影響が反映されていないため、標本に偏りがある可能性

③ 標本数が小さくなるため標本誤差が大きくなる

といったデメリットがあることも示された。

そのため、統計委員会として、「統計の特徴を示す説明資料をHPに掲載することにより、統計ユーザーの理解も深まるものと期待する」との見解も示されたところである

4 これをうけて、厚生労働省のホームページにおいても

① 労働者数全体の賃金水準は「本系列」を重視していく

② 景気指標としての賃金変化率は、「共通事業所」による前年同月比を重視していく

との考え方が解説資料として掲載されている。

5 以上のことを踏まえると、利用者が目的に応じて、本系列、共通事業所系列の双方の系列を見て適切に判断することが、統計を見る上で重要と考えている。

以上